

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 4 月 11 日	
栃木県知事 福田 富一 殿	
提出者 住 所 栃木県下野市下坪山1838-1 氏 名 横浜ガルバー株式会社 代表取締役社長 田中 雄 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0285-48-1915	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	横浜ガルバー株式会社
事業場の所在地	栃木県下野市下坪山1838-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	溶融亜鉛めっき業 [2462]
② 事業の規模	加工出荷額 17億3,900万円/年
③ 従業員数	73人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 状

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
排出量	853 t	t

（これまでに実施した取組）
お客様の製品（鉄鋼）を塩酸で洗浄（錆落とし）する工程で廃酸が発生するので、製品処理量が増えるにしたがって廃酸量も増える。そのため、排出抑制は困難であります。
また、中古品や多錆品の処理をすると塩酸の消費が多くなり、廃酸量を減らすことは困難であります（委託加工のため）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
排出量	800 t	t

（今後実施する予定の取組）
特別管理産業廃棄物の発生量、種類、発生時期等の状況の把握（前年度も把握できていたが、今年度も継続）

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
発生場所が酸洗槽だけなので、そこから発生した廃酸は、専用廃酸タンクに移し保管しています。

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年度同様廃酸タンクで保管。
-----	---

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） すべて廃酸業者に委託処理であり、当工場での再生利用は不可能であります。再生利用については、多額の設備投資が必要であるので、現状では不可能であります。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 最近では、再生利用を行っている廃酸業者も増えてきており、今後、当工場でも前向きに検討していきたいと思っております。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） すべて廃酸業者に委託処理。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

		(今後実施する予定の取組) 廃酸の濃度管理をこれまで通りしっかり行い、さらに低い濃度でも用途を探り、節約するなどして全体の使用量を減らす。
--	--	---

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） すべて廃酸業者に委託処理。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） すべて廃酸業者に委託処理。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全 処 理 委 託 量	853 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	853 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t

		(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり
--	--	-------------------------------------

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全 処 理 委 託 量	800 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	800 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙3のとおり		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	853 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
	令和 2 年度よりすべて電子マニフェストを使用中。		
※事務処理欄			

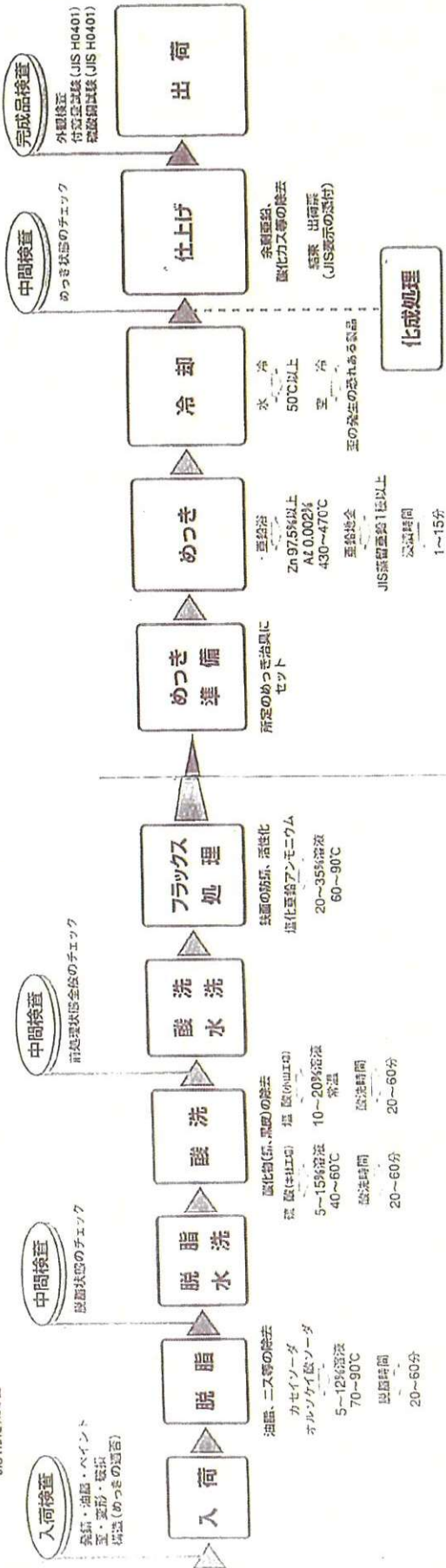
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

溶融亜鉛めっき作業工程

JIS H9124に準拠

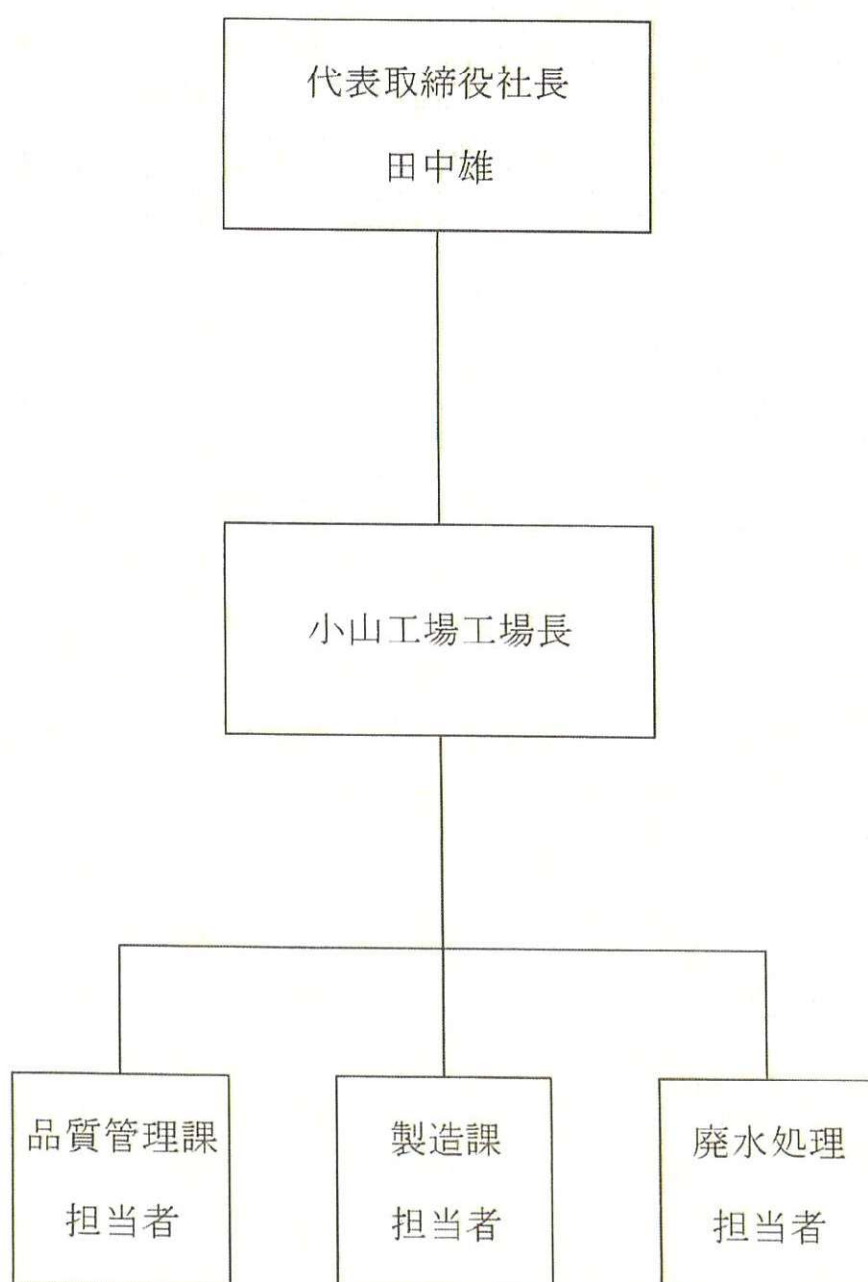


廃塩酸（委託処理）

別紙2

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

特別管理産業廃棄物管理を行う担当部署及び担当者（社内組織）



別紙 3

* 現状

- ①.特別管理産業廃棄物管理規程の条例に基づき、廃棄物の種類や性状を踏まえて委託処理業者を調査、選定しています。
- ②.処分委託業者と運搬委託業者のそれぞれと別個に委託契約を結んでいます。
- ③.委託処理するにあたって処理費や運搬費の点から適正な処理料金により契約を行っています。
- ④.委託契約前に現地確認を実施しています。
- ⑤.現地確認の際に、処理施設の運転状況を確認しています。
- ⑥.現地確認の際に、処理施設の維持管理状況を確認しています。
- ⑦.現地確認の際に、処理施設の周辺状況を確認しています。
- ⑧.委託時に、処理業者に対して処理物のサンプルや成分等についての情報を提供しています。
- ⑨.処理物の内容が変わった時など、処理業者にその旨の情報を提供しています。

* 今年度の目標

- ①.定期的に（年 1 回以上）特別管理産業廃棄物の処理状況を現地確認する。
- ②.委託した廃棄物の中間処理後の処理残さ物について、その最終処分方法を書面で契約締結し、現地確認等で把握する。

* 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- ①.特別管理産業廃棄物管理を行う担当部署及び担当者を社内組織として設置する。
- ②.特別管理産業廃棄物管理に関して、部署間を横断して検討を行う組織を設置する。
- ③.特別管理産業廃棄物管理等について定めた規程及びその実行に関し、関係する従業員に対する教育、研修等を行う。